

## 第2回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和元年9月17日(火曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 2時54分 散会

### 付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

#### 1 本日の会議に付した事件

(1) 現地視察

(2) 認定第2号 平成30年度水戸市水道事業会計決算認定について

(3) 認定第3号 平成30年度水戸市下水道事業会計決算認定について

#### 2 出席委員(13名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	小 川 勝 夫 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	土 田 記 代 美 君
委員	田 中 真 己 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 口 文 明 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	飯 田 正 美 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	渡 辺 政 明 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	松 本 勝 久 君		

#### 3 欠席委員(なし)

#### 4 委員外議員出席者(3名)

議長	安 藏 栄 君	議員	田 口 米 藏 君
議員	福 島 辰 三 君		

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管理者	檜 山 隆 雄 君	上下水道局 水道部長	伊 藤 俊 夫 君
水道総務課長	梶 山 哲 君	経 理 課 長	栗 原 千 尋 君
料 金 課 長	倉 田 佳 則 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
給 水 課 長	梶 山 学 君	浄 水 管 理 所 長	島 孝 夫 君
上下水道局 下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	松 葉 光 隆 君	下水道施設 管理事務所長	川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 武 田 侑 未 子 君  
書 記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 2分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表（2）のとおり、認定第2号及び認定第3号、以上2件でございます。

---

審査の進め方について

○高倉委員長 それでは、審査の進め方等について、お諮りします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は前回の委員会において正副委員長に御一任いただきました現地視察を実施し、本日の視察後と明日の2日間で4名の委員からの通告に基づく質疑を行い、19日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのとおりにさせていただきます。

---

現地視察について

○高倉委員長 それでは、この後、お手元に配付した視察日程予定表（案）のとおり、現地視察を実施したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、視察終了後、当委員会を再開し、通告に基づく質疑を行ってまいりたいと思っておりますので、御承知お祈りいたします。

それでは、本庁舎東側道路沿いにバスを御用意しておりますので、直ちに御参集を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

---

現地視察

市役所発	10:10
渡里小学校（耐震型循環式飲料水貯水槽）	10:33～10:49
浄化センター	11:12～11:32
市役所着	11:45

---

午後 1時 1分 再開

○高倉委員長 お疲れさまです。休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております認定第2号及び認定第3号を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

---

決算審査に係る請求資料の説明

○高倉委員長 それでは、初めに、委員の皆様からございました決算審査に係る請求資料について、執行部より順次説明を願いたいと思います。

なお、資料説明については分量がございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、お願いします。

○梶山給水課長 それでは、平成30年度水道事業会計決算請求資料をごらんください。

初めに、水道事業のほうから御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

飯田委員よりありました請求資料でございます。配水量及び有収率の過去5年間の比較表になります。

詳細は、お目通しをお願いいたします。

次に、2ページをお開きください。

飯田委員よりありました請求資料でございます。漏水修理及び復旧等維持管理年度別件数と決算額の過去5年間の比較表になります。

詳細につきましては、お目通しください。

次に、飯田委員、鈴木委員、田中委員、土田委員よりありました請求資料でございます。3ページから5ページは過去5年間の漏水調査の執行状況です。

また、6ページに給水管漏水調査の区割り表、7ページには平成30年度の調査箇所図をつけております。

詳細につきましては、お目通しをください。

次に、8ページをお開きください。

飯田委員、鈴木委員、田中委員、土田委員よりありました請求資料でございます。鉛製給水管使用状況及び布設がえ状況の過去5年間の比較表でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いします。

次に、9ページをごらんください。

飯田委員よりありました請求資料でございます。鉛製給水管取りかえ工事の事由別件数でございます。

詳細につきましては、お目通しください。

○倉田料金課長 続きまして、10ページは飯田委員より資料請求がありました水道料金不納欠損処分の事由別件数、金額一覧でございます。

各年度別5年間の不納欠損につきまして、転出先不明によります欠損の件数、金額、倒産、破産によります欠損の件数、金額でございます。

お目通しをお願いいたします。

○杉山水道整備課長 続きまして、11ページをごらん願います。

石綿管の布設がえの状況につきましては、飯田委員、鈴木委員、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

平成26年度から平成30年度までの過去5年間における石綿セメント管の撤去延長と残存延長を年度ごとに記載したものでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、12ページをごらん願います。

配水管の耐震化状況につきましては、飯田委員、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

上段の表は、基幹管路の耐震化状況といたしまして、平成29年度末と平成30年度末における耐震適合性のある管と基幹管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。

次に、下段の表は、口径500ミリメートル以上管路の耐震化状況について、平成29年度末と平成30年度末における耐震適合性のある管と口径500ミリメートル以上管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。

欄外でございますが、耐震適合性のある管とは、耐震管と口径500ミリメートル以上のK形継ぎ手でよい地盤に布設されている耐震性を有する配水管のことでございます。また、基幹管路とは、導水管、送水管及び口径300ミリメートル以上の配水管のことでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○島浄水管理事務所長 続きまして、13ページは、飯田委員から資料請求がありました水道事業基本計画（第3次）に基づく施設更新状況でございます。

水道事業基本計画（第3次）期間における老朽施設更新事業及び基幹施設の耐震化・停電対策事業について、基本計画策定時点での対象件数、その実績、平成30年度決算における事業費の執行状況を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○栗原経理課長 次に、14ページの未利用財産（土地・建物）の状況につきましては、鈴木委員の請求資料でございます。

平成31年3月31日現在の状況でございます。水道部が保有する未利用財産は全部で11件、総面積は4万6,250平方メートルでございます。場所につきましては、次の15ページの地図と番号が一致しておりますので、あわせてお目通しをお願いします。

○梶山給水課長 次に、16ページをお開きください。

鈴木委員よりありました請求資料でございます。

配水管、給水管の過去5年間ごとの漏水件数でございます。

詳細につきましては、お目通しください。

○梶山水道総務課長 続きまして、資料17ページにつきましては、田中委員、土田委員から請求のございました給水拠点、給水基地、耐震型貯水槽の位置と容量に関する請求資料でございます。

資料には、耐震型貯水槽と配水池の位置を、資料右上の表には施設名、有効容量、施設区分を記載してございます。給水拠点とは、市民の皆様へ飲料水をお配りする拠点のことで、市内8カ所に設置されている耐震型貯水槽の設置場所と千波配水池を、給水基地とは、給水車等に飲料水を補給する市内6カ所の配水池を位置づけております。給水拠点と給水基地を合わせました有効容量は6万5,400立方メートルでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、18ページから22ページにつきましては、田中委員、土田委員から請求のございました災害時の応急給水体制に関する資料でございます。

18ページの資料につきましては、災害時における市民協働による応急給水活動の流れを記載したものでございます。市内34カ所の市民センターに折り畳み式給水タンク1立方メートルを設置し、先ほどの資料で御説明をいたしました給水基地から水戸市管工事業協同組合組合員により、車載給水タンクで飲料水を運搬し、各市民センターに設置しました給水タンクに注水を行います。注水後、水道部OBと地域の皆様との協働によりまして給水活動を実施するものです。

19ページにつきましては、応急給水活動を実施する際、仮設給水所となります市民センター34カ所の一覧でございます。

次に、20ページにつきましては、災害時における対策本部の組織図となっております。

災害などが発生した場合、上下水道事業管理者を対策本部長として、災害対策本部を部内に設け、指揮命令系統を明確にし、被災状況の把握、応急給水の実施、被災箇所の復旧に迅速に対応するために体制を整えるものでございます。資料中段、左側の応急給水班につきましては、市民のほか、病院などへの給水活動を担当するものです。また、組織図表下段の水戸市水道部協定団体につきましては、資料21ページに水道部と災害時の応援協定を締結している協定機関等につきましては、協定名、締結年月日、協定の概要等について記載をしております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、資料22ページをお開き願います。

この資料につきましては、災害時における日本水道協会茨城県支部災害相互応援活動の流れを記載したものでございます。

災害発生により、被災した事業者への応援活動につきまして、表中段に記載されております第1段階、ブロックレベルから、下段に記載されております第4段階、全国レベルまで、段階的に応援活動が実施される体制が確立されており、給水活動につきましても本市の要請により対応が可能になってございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、23ページにつきましては、田中委員、土田委員から請求がございました平成30年度の応急給水訓練の状況に関する請求資料でございます。

こちらは、各地区で行われる防災訓練などにあわせ、市民センターに保管している応急給水用タンクの組

み立て、使用方法を地域の皆様に確認、体験していただくとともに、応急給水活動について理解をいただくために実施しているものでございます。平成30年度につきましては、飯富地区を初めとする13地区で実施しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、資料24ページにつきましては、田中委員、土田委員から請求がございました供給単価、給水原価の推移に関する請求資料でございます。

平成27年度から平成30年度までの供給単価、給水原価等の推移となっております。また、給水原価につきましては、内訳といたしましてその構成を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

**○島浄水管理事務所長** 続きまして、25ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました水戸市の施設能力及び実配水量についてでございます。

左から、施設名、現況施設能力、総配水量、1日最大配水量、最下段にその合計を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、26ページ、27ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました常澄地区及び内原地区における茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水についてでございます。

26ページは常澄地区、27ページは内原地区の受水状況について、それぞれ上段に平成10年度から平成30年度までの受水量、受水費の内訳を、下段には平成30年度の月別の受水状況を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、28ページ、29ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました内原地区及び常澄地区における年度別配水量についてでございます。

平成9年度から平成30年度までの開江系からの送水量、県水受水量、その合計を記載しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いします。

**○栗原経理課長** 続きまして、30ページ、31ページの平成30年度消費税及び地方消費税についてにつきましては、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

消費税及び地方消費税の納税額は、課税期間中の課税売り上げに係る消費税及び地方消費税から、課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税を差し引いて計算しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

**○倉田料金課長** ページを返していただきまして、32ページの給水件数の内訳につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

5年間、各年度末における給水件数と内訳の各給水件数との比較でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

**○栗原経理課長** 続きまして、33ページの過去5年間の当年度純利益、前年度繰越利益剰余金、当年度未処分利益剰余金等の推移につきましては、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

平成26年度から平成30年度までの前年度繰越利益剰余金、当年度純利益、当年度未処分利益剰余金の推移となりますので、お目通しをお願いいたします。

○倉田料金課長 続きまして、34ページの給水停止件数と停止基準につきましては、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

各年度別の給水停止予告書から訪問、停水執行、給水停止中までの各件数でございます。

給水停止の基準につきましては、水道料金を2期分滞納し、給水停止予告書において指定した納入期限を過ぎても納入がない場合に、水戸市水道事業給水条例第32条に基づいて給水停止を行っております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道総務課長 次に、35ページの企業債について、利率別の未償還残高総額及び利息支払額につきましては、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

決算書54ページ以降に記載しております各企業債につきまして、利率別に未償還残高などをまとめたものでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、36ページの職員に関する事項につきましては、田中委員、土田委員の請求資料でございます。

過去5年間の職員定数、年度末職員数、年齢構成、嘱託員・臨時職員数の推移でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○島浄水管理事務所長 続きまして、37ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました放射性物質を含む水質検査結果でございます。

水道水につきましては、平成23年3月20日から平成31年3月7日までの採取日、放射性物質濃度を記載してございます。平成23年5月9日以降、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも不検出であることから、平成31年3月7日までの間につきましては、省略させていただいております。

また、下段に笠原水源湧水の検査結果を記載してございます。笠原水源につきましても、平成23年5月12日の検査当初から放射性物質は不検出でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、38ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました汚泥の放射性物質の検査結果についてでございます。

上段に開江浄水場、楮川浄水場の浄水処理過程で発生した汚泥の放射性物質の検査結果を記載してございます。下段にその汚泥の再利用状況について記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、39ページは、田中委員、土田委員から資料請求がありました原発事故災害補償金（特別利益）の事由についてでございます。

平成23年3月11日に発生した原子力発電所の事故に伴い、原子力損害の賠償に関する法律に基づき請求してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、水道部に請求のございました資料の説明につきましては以上でございます。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、平成30年度下水道事業会計決算請求資料について、御説明申し上げます。



お手元の下水道部提出の請求資料の1ページをごらん願います。

下水道普及率・水洗化率・整備率の推移（過去5年分）につきましては、飯田委員、鈴木委員、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成30年度につきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内の人口の割合を示す普及率が78.8%、処理区域内人口に対する下水道に接続済みである水洗化人口の割合を示す水洗化率が86.9%、認可区域面積に対する整備済みの面積を示す整備率が86.9%となっております。

ページを返していただきまして、2ページをごらん願います。

上の段の表、下水道使用料の推移（過去5年分）につきましては、飯田委員、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成30年度につきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が約39億7,000万円、収入済額の合計が約35億円で、収納率が88.3%、不納欠損額の合計が約957万円、収入未済額の合計が約4億5,700万円でございます。

下の段の表、下水道事業受益者負担金の収納及び不納欠損の推移（過去5年分）につきましても、飯田委員、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成30年度につきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が約1億9,200万円、収入済額の合計が約1億7,500万円で収納率が91.1%、不納欠損額の合計が約81万円、収入未済額の合計が約1,630万円でございます。

続きまして、3ページをごらん願います。

老朽管の更新状況（過去5年分）につきましては、飯田委員からの請求資料でございます。

上段は管更生等工事を示しており、平成30年度は表の右から2番目にありますとおり、実施延長232メートル、事業費3,628万8,000円であり、合計の実施延長は708メートル、事業費は約2億3,000万円でございます。

下段は部分修繕等工事を示しており、平成30年度は表の右から2番目にありますとおり、実施箇所32カ所、事業費866万1,600円で、合計では実施箇所155カ所、事業費は約3,870万円でございます。

ページを返していただきまして、4ページをごらん願います。

一番上の表、一般会計繰入金（過去5年分）につきましては、鈴木委員、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

平成30年度は表の一番右側の欄のとおり、51億3,300万円を繰り入れてございます。

中ほどの下水道事業受益者負担金の滞納処分の状況（過去5年分）につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

平成30年度の滞納処分の状況につきましては、表の一番右側に示したとおり、差し押さえ2件、交付要求1件、滞納処分の執行停止が3件でございます。

一番下の表、建設事業費の推移（過去5年分）につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

表の右下に記載のとおり、平成30年度の建設事業費は現年度分と繰り越し分を合わせて約37億7,000万円でございます。

続きまして、5ページをごらん願います。

上段は、水戸市浄化センター・那珂久慈浄化センターの処理能力及び処理水量の推移、那珂久慈流域下水道維持管理負担金の単価及び支出状況（過去5年分）につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

処理能力につきましては、一番上の表に記載のとおりでございます。

1日当たりの処理水量につきましては、2番目の表の一番右のとおり、平成30年度の水戸市浄化センターが5万2,034立方メートル、那珂久慈浄化センターが2万3,258立方メートルでございます。

負担金の支出状況につきましては、3番目の表の一番右側にありますとおり、平成30年度的那珂久慈流域下水道維持管理負担金の支出額は約5億円でございます。また、当該負担金の単価は1立方メートル当たり税抜き56.7円でございます。

一番下の表、水戸市浄化センターにおける汚泥の放射能検査実績と処理状況につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

水戸市浄化センターから出る汚泥について、平成30年度は4回検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でございました。また、汚泥は那珂久慈浄化センターで焼却処分してございます。

ページを返していただきまして、最終の6ページをごらん願います。

企業債についての利率別の未償還残高総額及び利息支払額につきましては、田中委員、土田委員からの請求資料でございます。

利率の高いものとしたしまして、下から2行目の利率5%から6%のものが3件、その上の行の利率4%から5%のものが8件ございます。また、表の一番下の行のとおり、平成30年度の元金償還額は約56億4,000万円、利息支払額は約15億2,000万円であり、平成30年度末の企業債残高は約795億円でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

請求資料の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、請求資料の説明は終わりました。

---

通告に基づく質疑

○高倉委員長 それでは、これより認定第2号及び認定第3号につきまして、通告に基づき一括して質疑を行います。

通告に基づく質疑は、お手元に配付してあります、公営企業会計決算特別委員会発言通告一覧のとおり、通告順に、飯田委員、鈴木委員、田中委員、土田委員の順に、各委員ごとに行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、さきの当委員会におきまして、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、

各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分とすることで決定したところでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、御承知お祈りいたします。

また、委員の皆様には、円滑な委員会運営のため、重複する質疑は極力避けていただき、質疑が決算書等に基づくものであれば、その記載箇所をお示しいただきながら、簡潔に質疑を行っていただくとともに、平成30年度の決算に関係のない要望等の議論につきましては避けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、飯田委員から発言を願います。飯田委員。

**○飯田委員** それでは、通告に従い、順次質問をしていきたいと思っております。

最初に、水道事業会計であります。こちらは請求資料として1ページから7ページと、あと9ページを見ながらやっていきたいと思うんですが、最初に有収率の向上についてということで項目を挙げさせていただきました。

水道事業の健全な事業経営を行っていく上では、有収率向上ということを図っていかなくてはならないということになります。有収率を向上させるためには、無効水量を少なくするということになるわけです。有収水量を配水量で割ったものが有収率でありますので、無効水量を少なくすれば、配水量が同じであればという条件ではありますが、有収率が向上するわけではありますが、水戸市としては、この有収率の向上を図るために、鉛製給水管の解消を積極的に行っております。これは資料にもありますが、それと各市内をブロックごとに分けて漏水調査を計画的に実施して、その修繕を行っているわけでもあります。

最初の1ページに過去5年間の配水量及び有収率の状況ということで資料を出していただきました。ほかにも、2ページ以降も漏水関係の工事のこととか、調査の状況を、そして、取りかえ工事の事由別件数についても9ページ以降にあるものですから、有収率向上に向けての取り組み状況と修理とかそういった対応について、まず御説明願いたいと思っております。

**○高倉委員長** 梶山給水課長。

**○梶山給水課長** ただいま、飯田委員より質問がありましたことについて御説明申し上げます。

まず、有収率の向上ということでして、請求資料の3ページから5ページに記載させていただきました。

まず、給水管の漏水調査業務委託、それと緊急の漏水調査業務委託、宅内の漏水調査業務委託を積極的にとり行っているところでございます。また、漏水が多い鉛製の給水管の取りかえ工事を計画的に行っておりまして、請求資料の9ページに事由別件数ということで載せさせていただきましたが、まず、漏水修理は、昨年度は715件と下の計画及び宅内の取りかえ工事、これはうちのほうで調査しまして、設計して工事を発注しております。また、下の配水管布設がえ工事、これはうちの同じ水道整備課の発注している工事で、鉛製の給水管の解消、下の道路改良工事、下水道工事等々、ほかの企業様の工事に合わせて鉛製の給水管の取りかえということで積極的に行っている次第でございます。

**○高倉委員長** 飯田委員。

**○飯田委員** 最初に、2ページに配水管等修理件数ということで、平成30年度は44件、約1,447万円だったんですが、こちらの配水管の修理の主な原因となっているものはどういうものなのか、それと、こ

ここでは口径何ミリメートルぐらいのものの修理をやっているのか、ちょっとお尋ねします。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

2ページの配水管の修理、これは主に50ミリメートル以上の配水用補助管、100ミリメートル以上の配水管の修理を行っている件数でございます。主に漏水としましては、50ミリメートルのビニール管の管割れの漏水が主でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 この管割れの原因というのは、やっぱり圧迫とかそういうものですか。道路の重量でなるんですか。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 主な原因といたしましては、老朽、あとは、今、飯田委員がおっしゃられました圧迫、積石等が長年くっついていまして、それによる圧迫で管割れを起こしたという状況でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 それから、3ページから5ページに漏水調査の過去5年間の状況があるんですが、5ページ目が平成30年度ですから、こちらをちょっと見たんですが、これは全部委託業務になっているわけであるんですが、緊急漏水調査業務委託は昼間2件でしたが、これは一般家庭などから電話か何かで、漏水したのですぐに直してほしいという、そういうものが2件ということですか。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 飯田委員の質問にお答えいたします。

緊急漏水調査としましては、一般家庭が主なのですが、急に家の中で水が全然出なくなってしまったとか、そういうものをうちで調べに行きまして、漏水している箇所がわからない部分に関して、委託している業者さんに頼んで専門的に漏水箇所を調査してもらうということでございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると、下の宅内漏水調査との違いは何ですか。宅内漏水調査はかなりたくさんの方数をやっていますけれども。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 業務委託名の上から3番目の宅内漏水調査に関しましては、水道の量水器の検針等々で伺ったときに、家の中で水を使っていないときにメーターが回っている、あとは水量が今回に関しては前回よりも多いよといった場合にお客様から連絡をいただきまして、うちのほうで手配して調査しているような状況でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

あと、9ページに鉛製給水管の取りかえ工事ということで、事由別に出していただきましたが、これは鉛製給水管の取りかえは、公共施設とか学校とか、そういったところの取りかえ工事は既に終わっているんですか。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 公共施設に関しましては、既に全部解消されております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

では、ここの項目で最後なんですけど、有収率の現在の状況は1ページにありますように88.53%ですが、水戸市第6次総合計画の目標値では90.6%となっていたんですけど、おこなっている主な要因はなんでですか。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 目標値としては挙げてございましたが、うちのほうで計画してやっている箇所もございまして、それ以外はお客様からの連絡等々をいただきまして調査をさせてもらっているような状況ですので、なかなかちょっと目標には至っていないような現状でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 それでは、通告の2番目の鉛製給水管使用状況及び布設がえ進捗状況についてというところに入っていきたいと思っております。

これは、請求資料の8ページと11ページで質問したいと思うんですが、鉛製の水道管はやはり値段も安く、それから、曲げたり切除したりするのが簡単だということで水道が普及し始めたころからずっと続いていましたが、その後、安全性に疑念が生まれて平成3年からポリエチレン管に切りかえていると思うんですが、8ページを見ますと、平成30年度にも9.6キロメートル解消しているんですね、残延長が79.6キロメートルとなってきたわけではありますが、まだ残ってまして、これはいつごろ解消する予定でやっているわけでしょうか。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 令和4年を目標に今まで事業を行ってきたところではございますが、費用面、それと給水管はお客様の所有物でございまして、お客様の承諾、あと調査に関しましてもお客様の宅地内に入って、それも承諾をいただいて調査させてもらうような状況でございまして時間を要しているところが現状でございます。あとは、費用面もなかなか厳しいところがございまして、今頑張らせていただいているような状況でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 こちらは水戸市水道事業基本計画（第3次）を見たら、平成30年度時点で残存件数が2万6,898件、残存延長が59.8キロメートルとなっていたものですから、ちょっとおこなっているかということで、今質問させていただきました。

それと、石綿管の布設がえ状況についてですが、11ページになりますけれども、こちらも順次ずっと、毎年布設がえを進めてきているわけでありまして、平成29年度と平成30年度を比べますと、内原地区の撤去延長が毎年と比べると5,876メートルから600メートルとかなり減っているんですが、この原因は何でしょうか。

それと、石綿管もやっぱり安全性の問題で早く解消しようということをやっていると思うんですが、いつ

終了する予定なのかお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

内原地区の撤去延長が前年度より減っている理由なんですけれども、前年度の内原地区の延長に関しましては、今現在使用されていない内原地区の管渠の用途廃止を行いましたので、その分の延長が加算されております。

今年度におきましては、アセットマネジメント計画に基づきまして更新を進めております。

また、進捗の状況なんですけれども、水戸市水道事業基本計画（第3次）平成30年度の計画延長といたしまして、8,326メートルを予定しておりましたが、実績延長といたしまして、今、平成30年度末で3,882メートルの残存延長となっております、差し引き4,444メートルの更新が進んでいるという状況でございます。

以上です。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

11ページの下に、平成27年度に管路属性調査委託の結果、新たに延長が延びてしまっているみたいなんですけど、これは時々やっている調査なんですか。それとも、もうこれで石綿管の延長は決まっていて現在3,882メートルということで理解してよろしいですか。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

平成27年度に残存延長がふえている理由といたしましては、そのときの管路属性調査というものをいたしまして、それで石綿管の延長がふえたという理由がございます。それに基づきまして、今現在はその延長が確定されておりますので、残存延長は3,882メートルということで進めております。

以上です。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

それでは、次の通告の3番目にいきたいんですけども、水道料金の未収金及び不納欠損処分について10ページに資料をいただきました。こちらを見ますと、不納欠損の一番の理由が転出先不明です。倒産、破産もありますけど、転出先不明が多いんですけども、金額もそうですね。ただ、大ざっぱに言うと、傾向としては少し伸びたり縮んだりしていますが、そんなに変わりがないような感じもします。3,000件と1,000万円ちょっとというものであるものですから、そういう中で、不納欠損処分に至るまでの過程と対応について、どのような努力をされてきているのか、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 滞納整理といたしまして、まずは未納2回の方につきましては給水停止を行っております。こちらの転出先不明という方につきましては、管理会社や大家さん等にも問いかけはしているんですが、やはり今、個人情報というところではなかなかお教えいただくのが難しいという状況で転居先不明等にな

っている場合があります。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 転居先不明でもそれを追って、追いつけてやっているとと思うんですが、その場合に水道の場合は、あくまでも住民票とかがなくても、その例えアパートに住むということになれば、その住所で加入していくと思うので、住民票が水戸市になくても水道を引いて使えるということで、住民票を追えなければ、あとは戸籍の付票などを使ってやっていると、そういったところがちょっと詳しく御説明いただければありがたいですけれども。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

住民票がある方につきましては、住民票をもとに転出先等の調査等を追跡調査ということで行っているんですが、やはり住民票がない方につきましても、水戸市の場合、学生さんとかおりますもので、学生さんなどでいつも実家等、徴収訪問の際に判明している場合につきましては、実家のほうへ問い合わせをかけたりはしているんですが、そういう調査でもわからない部分については不納欠損になってしまうという形になっております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 やっぱり今、水道料金の場合、そんなに何十万円もたまるという場合は、今の状況ですとないと思うので、その辺の金額と費用対効果ですか、どこまで追っていても使用料をもらえないということは費用ばかりがかかっちゃうと思うので、ただ公平性の問題もあるものですから、その辺はバランスをとってやっているとは思うんですが、あと、これは監査委員の意見の中にあつたんですが、新たな収納対策の検討ということが書かれていたものですから、どういったことがこういったことになるのかなと私なりに考えたんですが、普通、電気とかガスとか家賃とかは1カ月ごとに請求してお金をもらっているわけですが、水道と下水道は一緒ですけれども、2カ月に1回の調定請求ということで、これもやっぱり費用対効果の類いになるのかもしれませんが、例えば大学生が就職したり、会社に行く方が引っ越したような場合、2カ月に1回だと、例えば3月で引っ越しても請求するのが遅くなってしまうところが生じるのかなと思ったんです。その辺はどうでしょうか。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

今現在、水戸市の場合、隔月請求という形でやらせていただいているんですが、やはり水道の場合ですと、1度の請求金額がそれほど高額なものではないものですから、毎月請求という形になってしまいますと、現在の費用が単純に倍かかってしまうということもありまして、やっぱり費用対効果の問題で隔月1回で行わせていただいております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 それは大体、想像がついているんですが、結局、水道料金と下水道料金を合わせてとったとしても、そんなに高額になっていないでしょうけれども、ただ、電気代と比べてもそれほど低くないと思うんですよね。ですから、これは今後のことかもしれませんが、電気料金などは昔ぐるぐる回っていた回転盤

を検針員さんが検針して調べてきておりますが、今はもうスマートメーターですか、あれで検針しなくてもできますので、そういったことが水道のほうでもいろいろ研究されているようなことも聞いておりますので、そのときにはやっぱりそういったことも考えなくてはならないのかなと思います。

あとは、毎月きちんと支払っている人に何かメリットがあるようなこととか、あるいは電気と同じように使う時間帯によって水道料金が変わるようなそういったことは検討されているんですか。それとも、そういうのは全国的にも全然ないんですか。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

やはり、きちんとお支払いいただいている方と支払いがたまってしまう方といるわけなんですけど、やはり公平性の兼ね合いから、やはりお支払いをいただかずに今回のように転居先不明という形で不納欠損の出ないように早期の対応という形で今後も実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 次に移ります。通告の4番目の水質検査の結果について。

これは、最初にいただきました平成30年度水道事業会計決算参考資料の中の29ページ、30ページに細かいデータがこうあります。

これをちょっと見てもなかなかわからないんですが、水戸の水はおいしい水だということでよく言われていまして、水道部から出ています年に4回出ていますか、5回出ていますか、おいしい水ということで特に要件が幾つかあったと思うんですが、そういったことで書かれていますけど、ただ、十数年前に1度、水戸の水もカビ臭というんですか、そういうものが出まして苦情があったかと思うんですが、この辺について、水戸市としておいしい水をつくっていくゆえに努力されていることがこのデータから見てもわからないものですから、おいしい水の要件なども含めてちょっと御説明いただけますでしょうか。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの飯田委員の御質問ですけれども、以前、「水都だより」においしい水の要件ということで記載をいたしまして、各御家庭に配布した経緯がございます。その中で、現在の厚生労働省ですけれども、おいしい水研究会というのを設置しまして、その中で目安として示された項目がございます。

今、飯田委員がおっしゃられました水道部の平成30年度水道事業会計決算参考資料の29ページ、30ページで申しますと、まず、2番目の水温でありましたり、41番目のカルシウム、マグネシウム等、42番の蒸発残留物とか、こういった7項目の指標が示されております。水戸市の水道はこのおいしい水の要件をほぼ満たしているような状況でございます。

その後のカビ臭対策の御質問ですけれども、楮川ダムにおきましては取水塔の内に空気揚水筒というものを設置いたしまして、下層から上層につけて水を高出力循環させるものとしてカビ臭の対策はしてございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。



水戸市水道事業審議会というのがあって、その中でもかもしれませんが、那珂川の水質が悪化しているというような話が出ていたような気がするんですが、那珂川の水質の件に関して那珂川水系水道事業連絡協議会というのができていると思うんですが、それは年に何回か開かれるのかもしれませんが、那珂川の水質の悪化の状況と対応策というかそういったことがどのように話し合われているか、わかれば教えていただきたいです。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの御質問ですけれども、那珂川の水質につきましては、1年を平均しますと安定はしてございます。確かに季節によって変動とかございまして、例えば春先の3月から秋の9月のころにかけて、やはり水温などが上がってきますとカビ臭を発生するような物質、こういったものが発生している傾向はございます。そういった中で、那珂川の水質保全ということで那珂川水系水道事業連絡協議会を平成8年度に立ち上げまして、上流の栃木県の企業局でありますとか、あとは茨城県の企業局、那珂川を水源とする7つの事業体で組織してございます。その中で、総会を通して那珂川の水質の状況であったりとか、年1回、他の水系の事業体の水質の状況とか、あとはどういった設備で対応しているのか、そういった勉強会などもあわせて事業体の中で行っております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

やっぱり大もとの水質がよくないと下までよくならないということがありまして、ちょっと聞かせていただきましたけれども、カビ臭の関係は今お話をうかがったとおりでと思います。やっぱり水温が上がっている時期にカビ臭が出るので、あと、湧水もそうですか、そういったときもあるかと思うんですが、人によって敏感な方もいますので、カビ臭を感じる人ももしかしている年もあるのかもしれませんが、おおむねというか、ほとんど問題なくいっているのかと思っています。

通告5番目の水道事業基本計画（第3次）に基づく管路や施設等の更新についてなんですけど、いただいた平成30年度水道事業会計決算参考資料の13ページ、14ページ目に、これは資本的支出は建設改良費が主ですけれども、事業の執行状況がありまして、事業費の実績があって予算額を大きく下回っているというようなことが言われていますが、執行率が低かった平成30年度の原因について、まずお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

執行率が低い理由なんですけれども、関連工事による工程調整によりまして工事を繰り越したのが主な理由となっております。

以上です。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

それで、最初にそういうことを聞いたんですが、これはアセットマネジメントという資産管理に基づいて、いろいろ今後事業も平準化するとか、財政も、入ってくる収入とか管路、あるいは施設の修繕とかそういう

た更新を考えながらやっていっていることで、今もそうやっているわけですが、それで請求資料の13ページに水道事業基本計画に基づいた施設更新状況ということで書いてもらっているわけですが、平成30年度の老朽施設更新事業費が72.3%の執行率ということもありまして、それはやっぱりもと工事が今言われたように進まない関係で事業が繰り越しになって、これも執行率が低いということでしょうか。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの飯田委員の御質問ですけれども、浄水管理事務所における老朽施設の更新事業、こちらは市内の配水量は開江浄水場、楮川浄水場、この2つで賄っているところではございますけれども、24時間連続で稼働している施設でございますので、生産量の低下とか、そういったことを招かないように計画的に慎重に行っているところではございまして、そういった計画的なところでなかなか進捗が悪いような状況ではございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 同じページで、これは基幹施設の耐震化と停電対策事業ということで下のほうに2つ書いてありますけれども、今回も台風15号で電気のほかに千葉県のほうでいろいろ被害が多いわけですが、この耐震化はかつて東日本大震災がありましたので、それで一生懸命やってきているんでしょうけれども、停電対策のほうもこういった台風などばかりじゃないんでしょうけれども、地震もそうでしょうが、やっぱりやっていかなくてはならないものでありまして、この辺の耐震、停電対策というのは主なものはどういったものを行っているんでしょうか。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの飯田委員の御質問ですけれども、浄水管理事務所におきましての停電対策は備えてございます。楮川浄水場とか、開江浄水場、内原配水場、常澄配水場、こういった機関の重要なところに自家発電設備を設置しまして、停電の場合には自家発電設備で稼働できる状況にはなっております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 自家発電設備はかなり大きいもので何日ももつような、そういった発電機ですか。発電機なんですか、これ。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 燃料タンクというのがございまして、その容量は限られるものではございます。例えば、楮川浄水場で見ますと、備蓄容量が890リットルとあるんですけれども、その全部を使い切ると約8時間、こういった時間しか保持できない状況であります。その中で水戸市と茨城県石油業協同組合で災害応援協定などを締結しておりまして、燃料の入手困難時には優先的に燃料の融通を受けられるような、そういった締結はしてございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

それでは、次に、下水道事業会計のほうに移っていきたいと思うんですが、こちらは4項目通告を出しましたが、最初に接続率の向上についてということなんです、資料としましては、請求資料で下水道普及

率・水洗化率・整備率の推移（過去5年間）というものを出示していただいておりますので、これをちょっと見ながら質問していきたいと思うんですが、平成30年度の水洗化率は86.9%となっておりますが、これは水洗化人口を処理区域内人口で割ったものが86.9%です。5年間を見ても、毎年少しずつ上昇していきますので、傾向的にはいい傾向になってきて努力されていると思うんですが、ただ、まだ水洗化していない人口も2万8,056人いますので、水洗化率の向上について現在どのような対策を心がけているかをまずお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

水洗化率につきましては、飯田委員のお話のとおり、公共下水道に接続して下水道を利用している人口の割合として86.9%となっております。また、接続促進の取り組みにつきましては、ホームページや「広報みと」による広報活動のほか、整備地区の中の戸別訪問などを行いまして下水道事業の理解と接続促進に努めております。

接続の訪問活動につきましてなんですが、一昨年度、平成29年度には1万270件の戸別訪問を行った結果、昨年度、平成30年度につきましては、その方の中から下水道に接続された方につきましては515件ございました。

以上でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 戸別訪問で接続促進されているということなんですが、それは職員ではなくて委託でですか、いつごろから何人で委託料も幾らぐらい支払っているのか、ちょっとその辺の詳しいことをお願いします。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

水戸市シルバー人材センターへの委託につきましては、委託の開始年度は申しわけございません、ちょっとわからないんですけども、平成になってからずっと続けている状況でございます。また、シルバー人材センターへの委託なんですけれども、現在2名の方をお願いいたしまして戸別訪問の活動を行っております。

以上でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 シルバー人材センターですね、お2人の方。ちょっと水道部のほうも関係があったんですが、その中いろいろ戸別訪問をされていて、市のほうに苦情というんですか、業者を装って売り込みみたいな、あるいは調査とか、いろんなことで消費生活センターのほうはわかりませんが、ちょっと苦情が入っているようなことを聞いたので、その辺下水道部のほうでわかっているかお願いします。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

今年に入りまして、市からの依頼業者を装い、業者が各家庭を訪問して排水設備の点検、清掃、修理などを行い、高額な料金を請求してくるという情報が寄せられました。そのため、このような悪質商法によるトラブルを防ぐため、注意喚起の回覧等を行い、また「広報みと」、また「水都だより」への掲載や消費生活

センターとの情報共有をすることによりまして、市内全域において各種商法の被害を防ぐよう努めているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

シルバー人材センターの方はきちんと身分証明書をもちろん持って回っていると思うので問題はないと思いますが、そういった業者がいると聞いたものですから質問させていただきました。

それと、接続の成果は徐々に上がってきていると思うんですが、ただ、単独槽の場合は3年以内に接続しなくてはならないとかありますけれども、合併浄化槽をつくって間もないような人や、あるいは全然問題なく使っている方はそう簡単には接続しないんじゃないかと思うんですが、そのあたりでメリットというか、進めていく上で何か金額を比較できるような数字があればちょっと御披露願いたいと思います。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽のほうの設置がありますと、なかなか公共下水道への切りかえが進まないという実態がございます。しかしながら、合併浄化槽には点検やくみ取り、法定費用などの費用がかかりまして、さらには浄化槽には耐用年数がありますことから、一般家庭における下水道使用料金と比べましても、同額、もしくはそれ以上の維持費がかかるのかなと思っております。

また、合併浄化槽を使っていますと、どうしても不便を感じない方がおりますので、その辺の必要性を感じないとなかなかというので切りかえが進まないということもあるかと思いますが、今後、比較ができるようなシミュレーションみたいなものをお伝えする方法などを検討して普及活動に努めてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

シルバー人材センターの方にも訪問したときにその辺のことを言ってもらったりすればいいのかなと思っています。なかなか本当に合併浄化槽を今使っていて問題がないと、確かに清掃したり、いろいろ煩わしいことはあるんですが、公共下水道をつなぐと本当に楽ですね。そういったことも強調していただけるといいです。

では、通告の2番目の下水道使用料及び受益者負担金の未収金、不納欠損処分については2ページ目に2つの表がありますので、これをちょっと見て質問したいと思うんですが、上が下水道使用料です。収納率が平成30年度で88.3%、下が受益者負担金の収納率が91.1%です。それぞれ毎年上昇していると思うんですが、この収納状況と収納率の目標、そういったものがあれば年次計画されているのかどうかわかりませんが、この辺の状況を説明願いたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

下水道使用料、下水道事業受益者負担金のそれぞれの収納状況につきましては、今ほど御説明いただきま

した請求資料2ページにございますとおり、年々使用料のほうも受益者負担金のほうも向上を見せているところではございます。こちらに関しましては、滞納額が極力ふえないように現年度分の滞納の早期解消に力を入れたことなどが功を奏しているのかとは考えております。

目標につきましては、収納対策本部会議等で使用料につきましては、0.1%ずつ向上させていこうということで、毎年度目標を立てております。受益者負担金につきましても、年に1%ずつの向上を目標に、少しでも上げられるようにということを目標にしまして努めております。

以上でございます。

○高倉委員長 飯田委員、質疑の残り時間が15分となりますのでよろしくお願いたします。

飯田委員。

○飯田委員 それで不納欠損処分をこうしているんですが、昨年度、平成30年度の不納欠損処分の状況は資料請求しなかったんですが、ちょっと後ろに載っているものですから、差し押さえとか交付要求とか執行停止とあるんですが、不納欠損処分に至るまでの取り組みと、あと処分状況について説明願いたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の質問の、まず不納欠損の状況につきましては、2ページ目の資料の上段、使用料につきましては上から調定額、収入済額、収納率、不納欠損額、収入未済額とありまして、そのうちの不納欠損額の欄になりますが、使用料につきましては、平成30年度は956万6,757円、下段の受益者負担金につきましては、不納欠損額の平成30年度は81万1,545円ということになってございます。

不納欠損に至らないように滞納処分等も力を入れて努めているところではございまして、4ページの中ほどの表の受益者負担金のほうにはなりますが、滞納処分の状況といたしまして、平成30年度は差し押さえを2件、交付要求を1件、滞納処分の執行停止につきましては3件をとり行ったところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 不納欠損に至る経緯というのを。

○鬼澤下水道管理課長 失礼いたしました。

不納欠損に至る経緯でございますが、不納欠損処分につきましては所在不明や死亡などにより5年間の消滅時効が完成したものや、財産がないなど徴収できないことが明らかであるものなどにつきまして、不納欠損となってしまったものでございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 下水道使用料、受益者負担金とも時効が5年。それで、水道部のほうも不納欠損がありましたけれども、あちらは時効が2年ですよ。ということで、その辺で5年のほうがとりづらくなっている状況があると思うんですが、受益者負担金では土地の所有者に負担金が賦課されると思うんですけれども、ただ、昨今の状況ですと、土地の相続とかいろんな問題で所有者が不明とか相続されていないとか、そういったときには負担金が収納できないと思うんですけれども、その辺の状況は水戸市でも事例はあるんでしょうか。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

相続が済んでいないものとか所有者不明の土地につきましても事例は幾つかございまして、相続登記がされていない土地につきましても、原則的には受益者は登記上の土地の所有者とされておりまして、相続等がございました場合には固定資産税と同様、相続人のうちから納付義務者となる相続人代表者を申告していただくこととなります。また、相続で係争がある場合には、条例等に基づきまして係争の事由が消滅するまでの間は徴収を猶予してございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 それでは、通告の3番目の老朽管の更新状況について、こちらは3ページに資料を出していただいたんですが、老朽管はひびが入ったりしますと漏水したりして、道路の陥没など中にはあるかと思うんですが、現在、上の表の管渠の管更生等の工事はここに書いてある状況であります。平成29年度は全くゼロということなんですけれども、これはどういう理由でゼロになっているのかと、あと進捗率は54%となっておりますが、これは更新延長1,316メートルに対する54%でしょうけれども、このもととなっている更新の必要な1,316メートルというのはずっと変わらない数字と考えてよろしいですか。

○高倉委員長 川原井下水道施設管理事務所長。

○川原井下水道施設管理事務所長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず1点、管渠の管更生等工事につきまして、平成29年度はゼロということに関しましてお答えいたします。

平成29年度の管渠の管更生等工事の実施延長につきまして、ゼロの理由は、翌年の平成30年度に繰り越した工事がございますので、その分は平成30年度に賦課されてございます。

また、管渠延長1,316メートルという根拠に対しましては、長寿命化計画に基づく管渠の更生と改築の計画に基づいているものでございます。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっと時間がなくなっていますので、通告最後の固定資産台帳の整備について質問したいと思うんですが、こちらは監査の指摘事項の中に固定資産台帳への登録遅延ということでありました。普通、固定資産台帳に載せるのはそんなに複雑な作業ではないと思うのですが、何か原因があってこうなっていると思うんですが、この指摘があった状況についてまずお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

固定資産台帳への登録につきましては、個人より取得した資産及び開発行為などにより受け取った資産の登録を、決算時期に固定資産台帳システムへ資産の情報の入力という形で行ってございます。平成30年度決算におきましては、年度中に移管を受けました資産につきまして年度内に登録を行うことができず、翌年度の登録となってしまったものがあったということでございます。今後はチェック体制を強化いたしまして、決算時期に集中して行っていたこの作業について、業務の配分を見直すとともに事務の改善を図ってまいりたいと考えております。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

単なる記載遅延というか、そういったことが 普通、開発行為で移管されれば、それは載せやすいし、あとで自分のところで予算を使ってやれば新しいものが生まれてきますから、もちろん載せるとは思いますが、内部の移動で来たものを記載するのがおくれたということですか、簡単に言いますと。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

固定資産台帳への登録は、今、委員から御指摘していただきましたとおり、工事によりつくられたもの及び開発行為などによって登録するものがほとんどを占めておりまして、今回、漏れてしまったのは庁内内部の移管によるものでございました。

○高倉委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

これはストックマネジメントの作成ということで今やっているとありますが、そういった基礎になります数字になるものですから慎重にお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○高倉委員長 それでは、飯田委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、以上で飯田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、鈴木委員から発言をお願いします。

○鈴木委員 それでは、通告に従いまして、水道事業会計の1番から質問してまいりたいと思います。

まず初めに、1番目が未利用財産の状況と活用方策についてということで、いただきました請求資料の14ページ、15ページでございますが、11カ所未利用財産があるということで、平成30年度について、処分等も含めてどのようにやってこられたのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の動きにつきまして、主なものを御説明します。

まず、14ページの表の1番の芦山浄水場につきましては、映画などの撮影場所として現在運用されておりまして、平成30年度において14件の撮影等が行われております。また、浄水場の附属用地につきましては、平成30年度にその一部を撮影利用者などが利用できる駐車場として設置されております。それから、表の2番の枝内浄水場につきましては、平成26年度から浄水池の上部5,400平方メートルにつきまして、太陽光発電設備用地として民間企業へ長期貸し付け中でございます。さらに、6番の水戸東部工業団地用地につきましては、本市へ進出を検討している企業等に情報の提供をいたしましたところ、井戸水の取水場跡地1カ所を平成30年度に売却することができたところでございます。

以上になります。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

ホームページとか、またさまざまところでやっておられた中でこういう結果が、売却ができたという結果が出たかと思うんですけども、この1から11の中でほかにもこのような取り組みをしているところはどこか、お尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水道部で保有している未利用財産のほとんどは、かなり以前に用途を廃止した未利用施設と用地でございます。また、狭隘な土地、あるいは不整形な土地などが多数ございます。また、市街地から離れた山中に位置したりと立地条件が悪くなっておりまして、なかなか処分に苦慮しているところではございます。

これまでの取り組みにつきましては、表でいいますと7番の柳河水源地など、一般競争入札、あるいはインターネットオークションでの売却、あるいは茨城県宅地建物取引業協会との協定によりますあっせん事業の活用などで売却に努めてきたところではございますが、大きな成果を生むには至っておりません。

そんな中、昨年度、新たな試みとしまして、企業誘致を担当しております本市産業経済部の商工課を通じまして、水戸市への進出を検討している企業等に土地の情報を提供していたところ、面積が狭く建物が残存しておりました井戸の取水場の跡地について購入したいという旨の要望がありましたので、平成30年度に随意契約により売却することができたところでございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

この中で施設の老朽化がかなり進んでいる、そういう建物もあるかと思うんですけども、解体撤去はほぼ行っているような状況でしょうか、ちょっとその点をお聞きます。

○高倉委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1番の芦山浄水場など、大きな施設に関しましては残っているところもございます。ただ、市民の方の生活圏の近くであるもの、例えば9番とか10番あたりなんですけれども、そこに関しましてはここ数年のうちに建物を撤去いたしまして更地にしたところでございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

毎年、いろんな方法で復旧や、あるいは危険なところを取り除いてやっつけらっしゃるかと思うんですけども、この施設も、雑草とか枝とかそういうものもかなり生い茂る中で、1年を通して維持管理としてどのくらいの予算がかかっているのかというのを1点お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

未利用財産に対して行っている維持管理費につきましては、主に用地内の除草作業の委託料でございます。1番と2番の浄水場跡につきましては、機械警備もあわせて行っております。警備費用といたしましては、平成30年度決算で約740万円でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。



○鈴木委員 ありがとうございます。

維持管理も約740万円かかっているということで、本当に安い金額ではないと思います。また、いろんな手法でこういった未利用財産の処分ももっとしっかり検討しながらぜひやっていただきたいと思います。1番については以上で終わります。

通告の2番の有収率向上の取り組みについてですが、これについては飯田委員から重々お話がありましたので、私のほうでは1点、いただきました議案書⑩平成30年度水戸市水道事業会計決算審査意見書の審査意見についてちょっとお伺いしたいと思います。

1番の有収率の向上についてということで、有収率の低下要因となる漏水等による無効水量は287万3,344立方メートルで、前年度と比較して19万5,326立方メートル(6.4%)減少しており、と書かれてあります。それで、いろんな調査をやってきたことは先ほどお聞きしましたけれども、この無効水量がどのぐらいの量なのかというのがイメージが湧かないものですから、どの程度のものかというのをお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

平成30年度無効水量の287万3,344立米なんですけど、どのくらいかというお話かなと思うんですけど、調べさせていただきまして、千波湖が大体36万5,000立米の水量がございまして千波湖約7.8個分の無効水量という形になっております。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

かなりの水量が無効水量になっているということで、この平成30年度もいろんな調査を早期に行われたり、早期対応とかをされて更新されたかと思うんですけども、この無効水量の量というのはかなりの量だというのがよくわかりまして、やはり今後とも老朽管の早期更新等に向けて、またしっかりと計画を立てて取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

次の通告の3番目、4番目も飯田委員と同じような内容になるんですけども、本当に、鉛管にしても、アスベストということで石綿管にしても、どちらも健康に被害を及ぼすという管でございまして、やはりそういう意味ではどういうペースで行っていらっしゃるのか、先ほど鉛管については令和5年に以前は完了するという計画でいかれたと思うんですけども、これについては今ちょっとおこなっているというのは何か原因があるのか、お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

鉛製給水管の解消がおこなわれている理由でございまして、鉛製給水管に関しましては個人の財産になっておりまして、調査するに当たりまして、個人のお宅の庭に承諾をいただいて入らせていただいたり、あとは宅地内を掘削させてもらうのに、やはり所有者の承諾をいただくような形でやらせていただいている状況でございまして。なかなか所有者の方に行ってすぐお会いできるということがありませんので、何回も職員が足を運んで、それでやっと承諾をいただいたり、また承諾をもらえなかったりというような現状がございま

す。また、道路からの鉛製給水管が残っている場合に、道路を掘削する場合には、道路掘削の申請、通行どめの申請等々で時間がかかるような状況がございましたり、あとは費用面でそこそこの費用がかかっているような状況がございましておこなわれているような状況にあります。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。先ほどと同じ内容で申しわけありませんでした。

以前にお聞きしたときには、かなり需用費を増額して、また今までとは違うやり方で、今までは道路は1件、宅地内は1件というようなそういうことをしていたけれども、もっと効率をよくするために、宅地をやるときにはその前の道路もやっていくということで、そういう御説明をおうかがいしたことがあるんですけども、このペースでいくと令和5年では難しいということで、大体どのぐらいの計画、めどで考えていらっしゃるのか、その点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 鈴木委員の御質問にお答えしたいと思います。

当初は令和4年で解消ということで契約させていただいておりました。なかなか今の現状、解消件数の進みが悪いような状況がございまして、また費用面に関しましてはなかなか難しいところがございます。令和4年解消という形で粛々と取り組んでいるところではございますが、見直しも含めて今後検討をしていくべきものかなと考えます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

先ほども申しましたけれども、やはり健康に被害を及ぼすという、その1点でできるだけペースを早めて、効率よく解消していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その次の通告の5番の耐用年数40年を超える水道管の状況と対応についてということで、これは耐用年数が40年ということで、今残っている給水管の中、水道管の中で一番古いものというのは大体何年ぐらいのもので、その解消についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度で一番古い管は昭和32年の管が残っております。ただ、老朽管の更新につきましては、単独で行う工事と、あとは他事業関連の工事に合わせて更新していく工事がありますので、工事間の打ち合わせを進めながら財政計画とアセットマネジメント計画に基づきまして更新を進めていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 昭和32年の一番古い管というのがもうほぼ解消されたということでよろしいですね。

○杉山水道整備課長 残っています。

○鈴木委員 残っているんですか、まだ。

わかりました。

単独のものと道路工事に合わせて布設がえをしていく、効率的にやっけていかれるということで、古い管については早期対応でぜひお願いをしたいと思います。

もう一点、この耐用年数でピークを迎える時期というのは布設がえを多く行った年ということで、それについての年数、どの年度で一番ピークになるという、そのピークになる前の、何か今からそういう計画とかそういうものをされているのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

法定耐用年数40年を超える水道管のピークということですが、平成8年度に布設した管で令和18年度がピークになります。

今後の対策なんですけれども、やはりアセットマネジメントの計画に基づきまして、財政計画と合わせながら更新をしたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

今の耐用年数40年を超えるものも毎年あるわけですが、令和18年にピークを迎える管についても今からやはりしっかり計画を立てて、検討して早目早目の対応で行っていただきたいと思っております。

次は、下水道事業についてお伺いしたいと思います。

下水道事業の普及率と水洗化率と整備率ということで通告をさせていただいたんですが、やはりこれも先ほど、飯田委員さんから水洗化率についての質問がありましたので、それは省きまして、普及率と整備率ということでお尋ねをしたいと思います。

まず、平成30年度の普及率、整備率についての状況をまずお聞かせしていただきたいと思っております。予定どおりに進んでいるのかどうか。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

普及率につきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内の人口の割合を示しております、平成30年度末の普及率は78.8%となっております。全国平均は79.3%でございますので、ほぼ全国並みの普及率といった状況でございます。

また、整備率につきましては、事業認可区域面積に対する整備済みの面積の割合を示しております、整備率は86.9%となっております。今後とも普及率並びに整備率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この普及率なんですけれども、表の一番上に計画人口とあるんですけれども、これについて説明をお願いできますでしょうか。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料1ページの一番上段の計画人口でございますが、これは下水道の全体計画区域に住まわれている方の人口を示しております、計画人口が23万4,300人となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、この下の整備率の認可区域面積でありますけれども、平成26年から平成27年、平成28年、平成29年度までずっと認可区域面積が同じになっているんですが、平成30年度で5,561ヘクタールで約21ヘクタールがプラスになっているんですけれども、それについての認可区域面積が広がったということで、説明をお願いいたします。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

認可区域の面積は、全体計画区域が都市計画決定区域として定められておりまして、そのうち、おおむね5年から7年くらいで整備する範囲を認可区域として定めております。平成29年度と平成30年度では約21ヘクタールふえているんですけれども、この期間の中で開発行為とか、その他の民間の開発などでふえた面積を認可区域として加えて5,561ヘクタール増加となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、今後とも、やはりこの認可区域面積というのはふえていく可能性はあるかと思うんですけれども、これについてはお答えできる範囲でお願いできますでしょうか。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 現在の認可区域を水戸市第6次総合計画期間である令和5年までに整備することを目指して行っております。それ以降の整備につきましては、農業集落排水ですとか、合併浄化槽といったほかの整備排水手法とあわせながら、まずは効果的な整備手法に基づいた整備を今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

先ほど、普及率の全国平均が79.3%ということではほぼ変わらないというお答えでしたけれども、これから来年4月に中核市になっていく中で、しっかりこの普及率のほうも、また整備率のほうもしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、通告の2つ目の一般会計からの繰入金の状況につきまして、お尋ねしたいと思います。

では、決算請求資料の4ページでございますが、平成30年度51億3,300万円ということで、これも先日いただきました議案書⑩水戸市下水道事業会計決算審査意見書の3ページの審査意見のところの3番目に、一般会計からの繰入金総額は約51億円となり、前年度と比較して約1億円減少しているものの、そのうち、国の定める繰出基準に基づかない基準外繰入金は約12億円であり、前年度と比較して約2億円増加している、とこのようにあります。この点について、平成30年度の51億円ということで、前年度と比

べると1億円は減少していますが、繰入金の縮減のためにどのような取り組みをしてこられたのか、お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員からの一般会計繰入金が1億円減少した点についての御質問だと思いますので、そちらについてお答えいたします。

請求資料の4ページの一番上の表にもございますとおり、こちらは請求資料の過去5年間の一般会計繰入金状況を記載してございますが、平成30年度の決算額は51億3,300万円で、前年度に比べまして、詳細に言いますと9,130万1,000円減少いたしております。減少の主な要因といたしましては、下水道使用料が増加したことによる影響額約4,300万円のほかに、経費の節減などによるものと考えてございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この繰入金総額51億円ということで、繰出基準に基づかないとありますけれども、基づかない基準外繰入金12億円ということで引くと39億円が繰出基準ということで、ちょっとこの点について、どういう算出のもとで出ているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員からの繰出基準の御質問についてお答えいたします。

繰出基準につきましては、一般会計から公営企業会計に対して繰り出すことのできる経費につきまして総務省が定めているものでございます。公営企業は独立採算が原則となっておりますが、一部の経費につきましては一般会計から繰り出すことはできるということとされておりまして、繰り出しが認められる経費について定めたものが繰出基準ということになります。

下水道の場合、雨水処理に要する経費などが繰出基準の経費の代表例といえます。この繰出基準に定められた経費に対する繰出金を基準内繰出金と呼びまして、それ以外の理由による繰出金を基準外繰出金と呼んでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、この基準外繰入金が12億円で、前年度と比較して約2億円増加しているこの原因というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員からの基準外繰出金の増加の要因の御質問につきましては、下水道事業側から見ますと、基準内繰入金ということになりますが、基準内繰入金がある要因としましては、下水道事業会計におきましては、企業債の償還元金が大きいたということが挙げられるかと思っております。企業債の償還元金が大きくなっている理由といたしましては、平成18年度から平成21年度にかけては、市民からの強い要望に応えまして生活環境の向上のために集中的な整備を行いまして、その財源として企業債の借入れを行ったために企業債の残高が大きくなったという事情がございます。

以上でございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、例にお聞きしましたけれども、これは単年度のものか、次年度以降もそうなるのか、その辺についてもお聞きしたいなと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

基準内繰入金は、そして一般会計繰入金全体といたしましても、公債費が平成30年度にピークを迎えまして、今後は減少していく見通しとなっていることに合わせまして、こちらの基準外繰入金も減少していくものと考えておりますが、公債費の減少に限らずに、それ以外の経費につきましても引き続き削減の取り組みを実施しまして、基準外繰入金の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 以前は、この基準外繰入金というのが繰入金総額の半分ぐらいを占めていたかと思うんですけども、それが少なくなっているということもありますが、これについての理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 繰出基準につきましても鈴木委員からの御質問にお答えいたします。

繰出基準につきましても、今、鈴木委員の御指摘のとおり、以前は一般会計繰入金の約半分ぐらいが繰出基準外繰入金ということになってございましたが、総務省の指導によりまして、基準内経費の算出方法の見直しが行われました結果、それまで基準外となっていた経費の一部が基準内経費とされたために以前に比べまして、基準内繰入金が増えまして基準外繰入金が減少したということになってございます。

○高倉委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

下水道会計も企業ということで、独立採算制をとらないといけないわけですので、今後ともこの基準外繰入金については減少していけるようなそういう経費節減とか、さまざまな手法で努力をしていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○高倉委員長 それでは、鈴木委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、以上で鈴木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時54分 散会